平成28年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2									<u>府 省</u>	庁 名	国	且土交通省	î
対象	税目	個人	人住民税	法人们	主民税	事業税	不動産取得	親 一間定	資産税	事業所税	その他	()	
要項目	望 目名		間都市開 外する特				(支援限度	額が拡充	されたま	共同型都市	ī再構築業	務)	を収益事	業の範囲から
	内容						要とする制			・かんこう いコ	下の業務を	· 倉川弘		
(115).	女)						型都市再構築							
		>					別措置法第 4 :援限度額を持			規定する業	務。都市再	手生特	別措置法の	の改正により、
		- 4	寺例措置	の内容	!									
		上詞	記業務に	ついて	、法人	税法に規	定する収益	事業の範	囲から降	余外する。				
関係	条文	法人	人税法第	52条第	1項第	;13号、⁴	令第5条第	1 項第 2 号	╬∙第5	号				
														ل
減 見ジ	収 2額		切年度] 改正増洞	【収額]		()	[平年度] 4	1 (()	(単位:	<u>ノ</u> 百万円)
	∑額	(1) 日 すよ (2) 1 等 一 - 1 当 当 開	牧 作るう 我用设上で変発す 政今大な施が施的記っ業事 第一目成市力の都等は課国にの	的長にあ必市の収題際つ推る要に国益を競い進といる。	て、 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	ジア諸連は かい いっぱい かいかい かいかい かい かい かい かい かい かい かい かい かい か	・比較し、我 し、我 し、我 し、我 し、我 し、我 し、我 し、我	が国都市の整備を強い、の一般では、の一層を民間に対して、対しては、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	の国際競進力 いたのでは のでは のでで ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	争力が低すし、海外がの強化を駆け、外用してが場合が、外間では、大田、では、大田、ででは、大田、では、大田、では、大田、では、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	、 している いる。 生めに市こと で は 神る は 神る は 神る は 神る は 神る と 横 と は も と き も は は も と も は も は も も と も と も は も も と も も も も	人等を対な業しのかな業ので	国全体の成 を呼び込む 善する施設 効点で課題が 鳥の支援限いる。 業別と同様 こりな	注長力をけん引いことができる とか、国際会議が、当該施設がある。 はできる。 はできるものはある。 はできるものはある。
見記	∑額	(1) 日 な は (2) 1 等 所 当 当 別 で に	牧 作るう 我用设上に亥発は正 一政今大な施が施的記っ業事な増 策の都魅策国設にのて務業いので務業いのができまれる。	的長にあ必市の収題際つ推このがでいる要に国益を競い進のとした。	て市 ナ競で夬力よいか、拠 る争はすの、う、官点 国力劣る強に珍しています。	ジア諸連は かい いっぱい かいかい かいかい かい かい かい かい かい かい かい かい かい か	と比較し、我 して市は、 いては、 いては、 いては、 いでは、 いでは、 いでは、 いでは、 いでは、 いでは、 いでは、 いで	が国都市の整備を強い、の一般では、の一層を民間に対して、対しては、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	の国際競進力 いたのでは のでは のでで ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	争力が低すし、海外がの強化を駆け、外用してが場合が、外間では、大田、では、大田、ででは、大田、では、大田、では、大田、では、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	、 している いる。 生めに市こと で は 神る は 神る は 神る は 神る は 神る と 横 と は も と き も は は も と も は も は も も と も と も は も も と も も も も	人等を対な業しのかな業ので	国全体の成 を呼び込む 善する施設 効点で課題が 鳥の支援限いる。 業別と同様 こりな	を表力をけん引いことができる とができる といいできる といいできる といいできる といいできる はい、国際会議 はい、当該施設は がある。 はである。
見。	理由望に	(1) 日 な は (2) 1 等 所 当 当 別 で に	牧 作るう 我用设上に亥発は正 一政今大な施が施的記っ業事な増 策の都魅策国設にのて務業いので務業いのができまれる。	的長にあ必市の収題際つ推このがでいる要に国益を競い進のとした。	て市がけ鏡で夬力よいか、拠れる争はすの、う、官点・国力劣る強に珍しています。	ジアが連携を いっこう いっこう いっこう いっこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かい	と比較し、我 して市は、 いては、 いては、 いては、 いでは、 いでは、 いでは、 いでは、 いでは、 いでは、 いでは、 いで	が国都市の整備を強い、の一般では、の一層を民間に対して、対しては、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	の国際競進力 いたのでは のでは のでで ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	争力が低すし、海外がの強化を駆け、外用してが場合が、外間では、大田、では、大田、ででは、大田、では、大田、では、大田、では、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	、 している いる。 生めに市こと で は 神る は 神る は 神る は 神る は 神る と 横 と は も と き も は は も と も は も は も も と も と も は も も と も も も も	人等を対な業しのかな業ので	国全体の成 を呼び込む 善する施設 効点で課題が 鳥の支援限いる。 業別と同様 こりな	注長力をけん引いことができる とか、国際会議が、当該施設がある。 はできる。 はできるものはある。 はできるものはある。

政策体系におけ る政策目的の位 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 置付け	
我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020 年(平成 32 年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 2012 年位以内に入る →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業年度から平成 32 年までの建設投資累計額 目標値 8 兆円~11 兆円	ᆍ 4 位→3
日本度が6平成32 年までの建設投資系計額 日標値 8 兆円~11 兆円 現	
2020 年(平成 32 年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 2012 年 同上の期間中 の達成目標 都 市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業 年度から平成 32 年までの建設投資累計額 目標値 8 兆円~11 兆円	
民間都市再生事業計画は、平成 27 年 8 月末現在 78 計画が認定され、都市再生に向 都市開発事業の促進が着実に図られており、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊 域を含む)における都市開発事業の平成 24 年度から平成 26 年度までの建設投資額は 円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。	急整備地
(適用件数) 1 件 要望の措置の 適用見込み ▲ 1 百万円 (適用事業者) 民間都市開発推進機構	
性 要望の措置の 本特例措置により民間都市開発推進機構が行う共同型都市再構築業務の公益性にか 効果見込み 当該業務が非課税となることにより、民間都市開発推進機構による支援を円滑に実施 (手段としての が可能となり、都市の国際競争力の強化を図ることができる。 有効性)	
当該要望項目 以外の税制上の 法人税の課税対象から除外 (新規要望) 支援措置	
予算上の措置等 の要求内容 及び金額 都市開発資金無利子貸付金 60 億円(うち、新しい日本のための優先課題推進枠 15 (平成 28 年度予算概算要求)	;億円)
相 上記の予算上 上記予算措置は、民間都市開発推進機構が支援に要する資金として必要となるもの	
民都法第4条第1項第1号に規定する参加業務(予算上は共同型都市再構築業務) 同機構が得る収益は、同機構設立時より収益事業の対象外とされている。 要望の措置の これまでと同様の措置を講じない場合、同機構の収益減少等により貸倒リスク等への 安当性 われることから、結果として同機構の支援利率引上げにつながり、低利な支援を実施 う機構の本来の意義が損なわれるおそれがある。	耐力が失

税負担軽減措置等の 適用実績	これまで民間都市開発推進機構が行う参加業務(85件)、融通業務(227件)等に関して収益事業から除外する措置が講じられ、それぞれ優良な民間都市開発事業の推進に寄与してきたところ。
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	本特例措置を拡充することにより、民間都市開発推進機構による共同型都市再構築業務が円滑に進められ、都市の国際競争力の強化を図ることができる。
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	新規要望
ページ	2—3